

令和3年度 県立上鶴間高等学校 不祥事ゼロプログラム（8月修正版）

県立上鶴間高等学校は、不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

上鶴間高等学校は、不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。

2 策定方針及び留意点

(1) 策定方針

上鶴間高等学校の不祥事ゼロプログラムは、以下の方針に基づき策定する。

ア 課題を整理し、継続的に取り組むことで、生徒、保護者、地域等県民の信頼を得ることに努める。

イ 職員個々の問題ではなく、職員全員が課題を認識し共有するとともに、学校の組織として課題解決に努める。

(2) 留意点

ア 心にかかることは、そのままにしない！

イ 啓発資料の活用や職員個々の具体的なヒヤリハット事例の共有により、身近な事柄を中心に、研修会、事故防止会議等において職員の注意を喚起する。

ウ グループ打合せ、学年会、教科会において、日常的に気にかかる事項を共有し、その都度話題にすることにより検討・確認する。

エ 策定したプログラムを保護者や学校運営協議会委員に提示し、意見を取組に反映させる。

3 目標および行動計画

(1) 取組項目

- ① 法令遵守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)
- ② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- ③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止
- ④ 体罰、不適切な指導の防止
- ⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- ⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策
- ⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- ⑧ 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)
- ⑨ 財務事務等の適正執行

(2) 行動計画指針（不祥事を次の2つに分類して対策を考える。）

ア 校内システムについては、システム等の点検や課題を洗い出し事故の未然防止に努める。(⑤ ⑥ ⑧ ⑨)

イ 知識・モラル上の問題については継続的・計画的に校内研修会等を実施し職員に意識啓発を行う。(① ② ③ ④ ⑦)

(3) 行動内容

ア 校内システム上の事故・不祥事問題

- ⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【目標】入学者選抜、成績処理、進路関係書類等に係る事故をゼロにする。

【担当部署】入学者選抜委員会、学習支援・ICTグループ、進路指導グループ

【行動計画】i 入学者選抜業務、試験問題の作成及び成績処理、調査書の作成・発行業務に対し、担当グループで事故の未然防止のための有効な方法を検討し、各業務マニュアル等を厳守した適切な事務処理を徹底する。

ii 入学者選抜に係る採点誤りの再発防止を徹底するために、照合方法の改善を踏まえて業務マニュアルを会せするとともに、新たな照合方法を周知徹底する。

iii 職員相互チェック機能を強化に組織的に取り組む。

- ⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

【目標】目標…個人情報の流出・滅失を未然に防止する。

【担当部署】 学習支援・ICTグループ

【行動計画】 i 令和3年4月に個人情報の取扱いに関する事故防止研修を実施すると共に、事故防止会議や朝の打合せ等を用いて、日常的に点検及びチェックを行い事故防止に努める。

ii 校外行事における名簿等の紛失の根絶に向けて、個人情報を扱うことを意識させ、取扱いルールを再確認し、収集・登録・管理・破棄の徹底を図る。

⑧ 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)

【目標】 各種業務執行に際して、職員の意識啓発やシステムの適正化を図り、事故を事前に防止する。

【担当部署】 各グループ及び入学者選抜委員会

【行動計画】 i 各担当グループで情報共有を徹底し、コンプライアンスマニュアルを利用した校内研修等を実施し、職員一人ひとりの意識啓発や体制づくりに取り組む。

ii 若手職員との定期的な面接を行いが気楽に相談できる体制を整える。

iii 不祥事防止リーフレットを活用するなどして、臨時的任用職員、会計年度任用職員に対する研修、指導を強化する。

⑨ 財務事務等の適正執行

【目標】 私費会計の適切な執行についての認識を深め事故の発生を未然に防止する。

【担当部署】 副校長・事務長・私費会計担当者

【行動計画】 i 改正された私費会計基準に則った会計処理の周知を図り、職員の意識を高め、組織的な執行を図る。

ii 財務事務調査の指摘事項(決算書の備考欄の未記入、卒業学年の残金の処理、繰越金の適正、部費・合宿費の返金処理)について、事故防止会議等を通じて全職員に周知し、適切な会計の執行となるように指導を行う。

イ 知識・モラル上の事故・不祥事問題

① 法令遵守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)

【目標】 職員行動指針を再確認し、勤務時間外や職場外の行動についても、教育公務員としての高い倫理観を持って行動する。

【行動計画】 職員啓発・点検資料を活用した事故防止会議を実施し、啓発を行う。

② 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

目 標…職員が一人で悩みを抱え込むことがないように風通しの良い職場環境を築き、ハラスメントを防止する。

行動計画…教育委員会作成の職場のハラスメント防止リーフレットを活用した職場研修を開催する。

③ 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

目 標…セクハラ・わいせつ行為をゼロにする。

行動計画…職員対象の研修を実施し、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法を徹底する。また、教科準備室の適切な利用についても指導を徹底する。

④ 体罰、不適切な指導の防止

目 標…体罰等の未然防止のための環境整備し、不適切な指導の発生を防止する。

行動計画…体罰防止リーフレットを活用し、校内研修を実施し、職員の人権意識を高める。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

目 標…交通事故の発生を未然に防止するとともに酒酔い、酒気帯び運転のゼロを維持する。

行動計画…日常の朝の打ち合わせでの交通事故防止の注意喚起や事故防止会議において交通事故、酒酔い、酒気帯び運転防止のための研修を実施し、発生の未然防止に努める。

4 検証

(1) 第1回検証

令和2年9月末日までに実施状況を確認し、未実施があった場合には、令和2年10月中に補完措置を講ずる。

(2) 第2回検証

3に規定する行動計画について、令和2年12月までに実施状況を確認し、未実施があった場合には、令和2年12月中に補完措置を講ずる。

(3) 最終検証

3に規定する行動計画について、令和3年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標

達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、それを含め、令和3年度における上鶴間高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

4（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめる。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。